

JIS作成予定(一覧表) (制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	11 産業機械	制定	B86xx	全熱交換器単体の性能試験及び評価方法	Method of test and characterization of performance for energy recovery components	2021年に全熱交換器のうち送風機部分を搭載しない熱交換器部分のみの構成(全熱交換器単体)の性能試験に関する試験規格(ISO 21773)が制定された。対してJISでは全熱交換器単体の試験方法は、JIS B 8628内に定められているが、前記と整合していない、国内でも全熱交換器単体での販売が行われており、輸出もあることから、関係者からJIS化することが望まれている。そのため、国際規格と整合した全熱交換器単体の試験規格を制定する必要がある。	【期待効果】 この制定によって、国際規格との整合化を図ることができ、貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号及び略語 ・測定基準 ・一般的試験要件 ・熱通過有効度試験 ・圧力損失試験 ・漏れ試験 ・不確かさ ・試験の成立条件 ・試験結果の報告		ISO 21773	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 全熱交換器	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本冷凍空調工業会のWG	2025年4月		2
JSA	05 電気	制定	C2139-2-1	固体電気絶縁材料の誘電特性及び抵抗特性―第2-1部:比誘電率及び誘電正接の測定―低周波数領域(0.1 Hz～10 MHz)	Dielectric and resistive properties of solid insulating materials ― Part 2-1: Relative permittivity and dissipation factor― Technical frequencies (0,1 Hz to 10 MHz)	現在、電気絶縁材料の比誘電率及び誘電正接の測定方法に関しては、JIS C 2138 (電気絶縁材料―比誘電率及び誘電正接の測定方法)が2007年に制定されている。この対応国際規格は、1969年に発行されたIEC 60250 であり、制定は今から54年前のものである。近年、測定器に使用するデジタル計測技術の発展などによって、測定可能周波数がより低い周波数まで伸びたこと、全周波数領域においてより高い精度の測定が可能になったことなど、測定装置の技術的な進歩が顕著なものとなっている。この技術的進歩によって、特に測定周波数が高い領域(1MHz～300MHz)において高い精度で測定を実施するためには、高周波数領域での特有の測定手順を標準化する必要性が生じてきた。一方、低い周波数領域では、測定可能周波数の下限領域が伸びて、0.1Hzまで高い精度の測定が可能となってきた。 このような背景から、IEC規格では、取り扱う測定周波数を見直すとともに、低周波数領域(0.1Hz～10MHz)と高周波数領域(1MHz～300MHz)とに分割し、それぞれIEC 62631-2-1:2018及びIEC 62631-2-2:2022として新たな規格が制定され、対応国際規格であるIEC 60250は廃止された。このため、我が国においても、固体絶縁材料の基本的な特性の一つである比誘電率及び誘電正接の測定方法に関して国際規格との整合を図るとともに、最近の技術の実態に即し、測定器の性能や機能の向上に対応するため、新たに二つの周波数領域における測定方法を別々に規定するJISを制定する必要がある。この規格は、そのうち低周波数領域(0.1Hz～10MHz)の測定方法について規定するものである。なお、これらのJISの制定に伴って、JIS C 2138は廃止する。	【期待効果】 この規格の制定によって固体絶縁材料の誘電特性の測定方法及びその測定器に関して国内外で整合性が確保されることから、関連する領域の製品開発や市場の混乱を防ぐことができるだけでなく、測定に関する正しい認知が定着することによって、製品開発の促進及び市場の拡大に寄与することが期待できる。	主な規定項目は次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 測定方法 5 試験手順 6 報告 7 繰返し性及び再現性	JIS C 2138: 2007	IEC 62631-2-1 (2018)	MOD	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 固体絶縁材料	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2024年1月	29.035.01	5

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	制定	C2139-2-2	固体電気絶縁材料の誘電特性及び抵抗特性－第2-2部:比誘電率及び誘電正接の測定－高周波数領域(1 MHz～300 MHz)	Dielectric and resistive properties of solid insulating materials－Part 2-2: Relative permittivity and dissipation factor－High frequencies (1 MHz to 300 MHz)	現在、電気絶縁材料の比誘電率及び誘電正接の測定方法に関しては、JIS C 2138（電気絶縁材料－比誘電率及び誘電正接の測定方法）が2007年に制定されている。この対応国際規格は、1969年に発行されたIEC 60250 であり、制定は今から54年前のものである。近年、測定器に使用するデジタル計測技術の発展などによって、測定可能周波数がより低い周波数まで伸びたこと、全周波数領域においてより高い精度の測定が可能になったことなど、測定装置の技術的な進歩が顕著なものとなっている。この技術的進歩によって、特に測定周波数が高い領域(1MHz～300MHz)において高い精度で測定を実施するためには、高周波数領域での特有の測定手順を標準化する必要性が生じてきた。一方、低い周波数領域では、測定可能周波数の下限領域が伸びて、0.1Hzまで高い精度の測定が可能となってきた。 このような背景から、IEC規格では、取り扱う測定周波数を見直すとともに、低周波数領域(0.1Hz～10MHz)と高周波数領域(1MHz～300MHz)とに分割し、それぞれIEC 62631-2-1:2018及びIEC 62631-2-2:2022として新たな規格が制定され、対応国際規格であるIEC 60250は廃止された。このため、我が国においても、固体絶縁材料の基本的な特性の一つである比誘電率及び誘電正接の測定方法に関して国際規格との整合を図るとともに、最近の技術の実態に即し、測定器の性能や機能の向上に対応するため、新たに二つの周波数領域における測定方法を別々に規定するJISを制定する必要がある。この規格は、そのうち高周波数領域(1MHz～300MHz)の測定方法について規定するものである。なお、これらのJISの制定に伴って、JIS C 2138は廃止する。	【期待効果】 この規格の制定によって固体絶縁材料の誘電特性の測定方法及びその測定器に関して、国内外で整合性が確保されることから、関連する領域の製品開発や市場の混乱を防ぐことができるだけでなく、測定に関する正しい認知が定着することによって、製品開発の促進及び市場の拡大に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり； 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 測定方法 5 試験手順 6 報告 7 繰返し性及び再現性	JIS C 2138: 2007	IEC 62631-2-2(2022)	MOD	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 固体絶縁材料	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2024年1月	29.035.01	5
JSA	06 電子	制定	C5381-332	低圧サージ防護部品－第332部:金属酸化物バリスタ(MOV)の選定及び適用基準	Components for low-voltage surge protection－Part 332: Selection and application principles for metal oxide varistors (MOV)	【制定・改正する理由(必要性)】 金属酸化物バリスタ(MOV)は、日本で発明され、サージ防護デバイス(SPD)、オーディオ・ビデオ、情報通信機器などに幅広く使われており、サージ防護用として使われるMOVの要求性能と試験方法に関する規格(JIS C 5381-331、対応国際規格IEC 61643-331)はすでに制定されている一方、使用者が安全に使用するための選定と適用を示す規格がなかったため、まず、日本主導でIEC規格を制定することとし、2024年にIEC 61643-332として制定された。このような状況から、IEC 61643-332を基に我が国においても低圧サージ防護用途に対しての選定基準及び適用基準について、JISを制定する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿ったMOVの選定方法、使用方法などの規定を整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義、図記号及び略語 ・一般 ・構造 ・機能 ・適用 ・MOVの安全性及び危険性に関する情報		IEC 61643-332:2024	IDT	第2条の該当号: 2(使用方法) 対象事項: 金属酸化物バリスタ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月		2

JIS作成予定(一覧表) (制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C5920-5	光伝送用パワー制御受動部品－第5部：シングルモード光ファイバビッグテール形固定光減衰器	Fiber optic passive power control devices－ Part 5: Single-mode fiber, pigtailed style, fixed optical attenuators	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、そこでは多くの固定光減衰器が使用されている。ICT社会のさらなる発展に伴い、固定光減衰器は今後も多量に導入することが予想される。光ファイバを用いた光伝送において屋内環境条件で使用するシングルモード光ファイバビッグテール形固定光減衰器の定格、固定光減衰器が最低限満足する光学特性、耐環境性及び耐久性を規定した規格として、JIS C 5921が、2001年に発行されたIEC 61753-052-3:2001 (Fibre optic interconnecting devices and passive components – Performance standard – Part 052-3: Single-mode fibre, pigtailed-style fixed attenuators for category U – Uncontrolled environment)を参考にして屋内環境用として2009年に制定されている。 その後、屋内環境条件で使用する固定光減衰器のJIS C 5921:2009(以下、旧規格という。)は、その後の技術進歩に対応してこれを改正する必要性が高まり、IEC規格では屋外環境で使用する固定光減衰器の性能標準としてIEC 61753-052-3を2016年に第二版として発行した。この国際規格と旧規格との差異は、耐環境性及び耐久性の試験項目として「光ファイバクランプ強度(ねじり)」の追加、及び光学特性試験における試験波長の追加である。新たに追加する試験項目「光ファイバクランプ強度(ねじり)」は、IEC規格において、屋内環境で用いられる光受動部品に共通して盛り込まれる試験項目であり、固定光減衰器にも適用すべき試験項目である。 このような状況から、IEC 61753-052-3:2016の規定内容を基に、技術進歩及び我が国の実情に合わせて旧規格を改正する必要がある。 一方、JIS C 5920規格群の下で、光伝送用パワー制御受動部品に関する規格が整備されている。固定光減衰器は光伝送用パワー制御受動部品を構成する要素の一つであるため、旧規格の規定内容を改正したものをJIS C 5920-5として制定することとし、旧規格JIS C 5921は廃止する。	【期待効果】 国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の光部品と同様の使用環境に対応した固定光減衰器の調達が容易となり、調達コストの削減、システムの拡張や災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・定格 ・光学特性 ・耐環境性及び耐久性 ・試料 ・試験報告書 ・表示 ・包装 ・安全		IEC 61753-052-3:2016	MOD	第2条の該当号：1(性能) 対象事項：光受動部品	法律の目的に適合している。	利点：ア 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月		2
JSA	06 電子	制定	C5954-8	光伝送用能動部品－試験及び測定方法－第8部：光伝送用発光素子及び受光素子	Fiber optic active components and devices – Test and measurment procedures – Part 8: Photoemitters and photoreceivers for fiber optic transmission	【制定・改正する理由(必要性)】 光伝送用能動部品の測定方法について、JISでは、IEC 60747-5:1992(Semiconductor devices, Discrete devices and integrated circuits – Part 5: Optoelectronic devices)から対応する部品の測定方法を包含した、JIS C 5941(光伝送用半導体レーザ測定方法)、JIS C 5945(光伝送用半導体レーザモジュール測定方法)、JIS C 5951(光伝送用発光ダイオード測定方法)及びJIS C 5991(光伝送用フォトダイオード測定方法)が対応しており、部品種別ごとに異なるJISとなっている。 一方、IECでは1997年にIEC 60747-5から光伝送用に特化した測定方法を抽出してIEC 62007-2(Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications – Part 2: Measuring methods 1997年制定 2009年改訂)を再編し、基本特性の測定方法はIEC 60747-5に残された。その後、IEC 60747-5から各部品の基本特性測定方法を包含したIEC規格として、半導体レーザ(モジュールを含む)のIEC 60747-5-4(Semiconductor devices – Part 5-4: Optoelectronic devices – Semiconductor lasers 2006年制定 2022年改訂)、発光ダイオードのIEC 60747-5-6(Semiconductor devices – Part5-6: Optoelectronic devices – Light emitting diodes 2016年制定 2021年改訂)、フォトダイオードのIEC 60747-5-7(Semiconductor devices – Part5-7: Optoelectronic devices – Photodiodes and phototransistors 2016年制定)を再編した。 このように、IEC規格とJISとの対応関係に不整合が生じているとともに、IECではそれぞれの部品の測定方法について、IEC 60747-5シリーズに規定されている基本特性測定方法とIEC 62007-2に規定されている測定方法とを共に参照する必要があり不便であった。 よって、規格利用者の不整合による混乱を避けるとともに1つの規格とすることで利便性を向上させるために、現行規格JIS C 5941、JIS C 5945、JIS C 5951及びJIS C 5991を包含し、現行IEC規格と整合した光伝送用半導体部品の測定方法を新たにJIS C 5954-8として制定する。なお、これに伴い、重複するJIS C 5941、JIS C 5945、JIS C 5951及びJIS C 5991は廃止する。	【期待効果】 この規格を制定することによって、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・発光素子測定方法 ・受光素子測定方法	C5941: 1997、 C5945: 2005、 C5951: 1997、 C5991: 1997	IEC 60747-5-4: 2022、 Semiconductor devices – Part 5-4: Optoelectronic devices – Semiconductor lasers IEC 60747-5-6: 2021、 Semiconductor devices – Part 5-6: Optoelectronic devices – Light emitting diodes IEC 60747-5-7: 1997、 Semiconductor devices – Part 5-7: Optoelectronic devices – Photodiodes and phototransistors IEC 62007-2: 2009、 Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications – Part 2: Measuring methods	MOD	第2条の該当号：4(測定方法) 対象事項：光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点：ア、オ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	31.080.01; 31.260;33.180.01	5

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C5955-4	光伝送用能動部品－性能標準テンプレート－第4部:光伝送用半導体レーザ及び半導体レーザモジュール	Fiber optic active components and devices – Performance standard template – Part 4:Laser diodes and laser diode modules for fiber optic transmission	【制定・改正する理由(必要性)】 光伝送用半導体レーザ関連の性能標準テンプレートに関する規格として、JISでは光伝送用半導体レーザに関してはJIS C5940(光伝送用半導体レーザ通則)が、光伝送用半導体レーザモジュールに関してはJIS C5944(光伝送用半導体レーザモジュール通則)が制定されている。対応国際規格は、半導体レーザについてはIEC60747-5 (Semiconductor devices,Discrete devices and integrated circuits – Part 5: Optoelectronic devices;1992年制定,1995年修正2発行)であり、半導体レーザモジュールについてはIEC62007-1 (Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications – Part 1: Specification template for essential ratings and characteristics;1997年制定,2015年改訂)である。なおIEC60747-5の一部として含まれていた半導体レーザについては、2006年にIEC60747-5-4 (Semiconductor devices – Part 5-4: Optoelectronic devices – Semiconductor lasers;2006年制定,2022年改訂)に移行している。JIS C5940及びJIS C5944では定格及び性能に加え環境試験及び耐久性試験についても項目が規定されており、さらに規定値として記述すべき数値の範囲や性能の試験条件として与えるべき数値の範囲が規定 (JIS C5940) 又は推奨値として示され (JIS C5944) ている。しかし、IEC60747-5-4及びIEC62007-1のいずれもJISとは異なり、定格及び性能について規定すべき事項だけを規定し個々の数値については規定せず、環境試験及び耐久性試験については規定が無い。これは光伝送用部品に関するIEC規格が、応用により個々に規定すべき性能標準が異なることから、部品ごとの性能標準テンプレートは最小限の共通事項のみを規定し、環境試験及び耐久性試験も応用ごとに異なるので個々の応用に対応した性能標準テンプレート又は性能標準で規定するという体系に変わってきたことによるものである。このようにIEC規格とJISとの対応関係に不整合が生じているので、混乱を避けるために新たにIEC規格と整合した性能標準テンプレートの制定が必要である。また、半導体レーザと半導体レーザモジュールは共通事項が多いことから、1つの規格とすることで規格利用者の利便性向上を図るため、JIS C5940及びJIS C5944の両規格の内容を包含しIEC規格と整合した性能標準テンプレートとするとし、JIS C5955規格群(性能標準テンプレート)における新たな規格(JIS C5955-4)として制定する。なお、これに伴い重複するJIS C5940及びJIS C5944を廃止する。	この規格を制定することによって、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・形状及び分類 ・パッケージ情報 ・レーザ構造及び半導体材料 ・絶対最大定格規定 ・電気的及び光学的性能規定項目 ・附属性能説明項目	C5940: 1997, C5944: 2005	IEC 60747-5-4: 2022, Semiconductor devices – Part 5-4: Optoelectronic devices – Semiconductor lasers IEC 62007-1: 2015, Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications – Part 1: Specification template for essential ratings and characteristics	MOD	第2条の該当号: 1 (性能) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア, ウ, オ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	31.080.01; 31.260;33.180.01	5
JSA	06 電子	制定	C5955-5	光伝送用能動部品－性能標準テンプレート－第5部:光伝送用発光ダイオード	Fiber optic active components and devices – Performance standard template – Part 5: Light emitting diodes for fiber optic transmission	【制定・改正する理由(必要性)】 光伝送用発光ダイオードの性能標準テンプレートに関する規格として、JISではJIS C 5955(光伝送用発光ダイオード通則)が制定されている。対応国際規格はIEC 60747-5:1992+AMD1:1994 (Semiconductor devices, Discrete devices and integrated circuits – Part 5: Optoelectronic devices) である。IEC規格ではIEC 62007-1 (Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications – Part 1:Specification template for essential ratings and characteristics)が光伝送用に特化した光伝送用半導体部品性能標準テンプレートとして1997年に制定(2015年修正版発行)されており、この中に光伝送用発光ダイオードも含まれている。 JIS C 5950では定格及び性能に加え環境試験及び耐久性試験についても項目が規定されており、さらに規定値として記述すべき数値の範囲や性能の試験条件として与えるべき数値の範囲も規定されている。IEC 62007-1ではJIS C 5950とは異なり、基本性能及び特性について規定すべき事項だけを規定し、個々の数値については規定せず環境試験及び耐久性試験については規定が無い。これは光伝送用部品に関するIEC規格が、応用により個々に規定すべき性能標準が異なることから、部品ごとの性能標準テンプレートは最小限の共通事項のみを規定する、及び環境試験及び耐久性試験も応用ごとに異なるので個々の応用に対応した性能標準テンプレート又は性能標準で規定するという体系に変わってきたことによるものである。 このようにIEC規格とJISとの対応関係に不整合が生じているので、混乱を避けるために新たにIEC規格と整合した性能標準テンプレートの制定が必要である。JISでは光伝送用能動部品の性能標準テンプレートはJIS C 5955規格群で構成されていることから、IEC 62007-1と整合した光伝送用発光ダイオードの性能標準テンプレートを新たにJIS C 5955規格群(性能標準テンプレート)におけるJIS C 5955-5として制定する。なお、これに伴い重複するJIS C 5950を廃止する。	この規格を制定することによって、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・構造及び半導体材料 ・パッケージ情報 ・絶対最大定格規定 ・電気的及び光学的性能規定項目 ・附属性能説明項目	C5950: 1997	IEC 62007-1: 2015, Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications – Part 1: Specification template for essential ratings and characteristics	MOD	第2条の該当号: 1 (性能) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア, ウ, オ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	31.080.01; 31.260;33.180.01	5

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C5955-6	光伝送用能動部品－性能標準テンプレート－第6部：光伝送用フォトダイオード	Fiber optic active components and devices – Performance standard templates – Part 6: Photodiodes for fiber optic transmission	【制定・改正する理由(必要性)】 光伝送用フォトダイオードの性能標準テンプレートに関する規格として、JISではJIS C 5990(光伝送用フォトダイオード通則)が制定されている。対応国際規格はIEC 60747-5:1992+AMD1:1994(Semiconductor devices, Discrete devices and integrated circuits – Part 5: Optoelectronic devices)である。IEC規格では、IEC 62007-1(Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications – Part 1:Specificatoin template for essential ratings and characteristics)が光伝送用に特化した光伝送用半導体部品性能標準テンプレートとして1997年に制定(2015年修正版発行)されており、この中に光伝送用フォトダイオードも含まれている。 JIS C 5990では定格及び性能に加え環境試験及び耐久性試験についても項目が規定されており、さらに規定値として記述すべき数値の範囲や性能の試験条件として与えるべき数値の範囲も規定されている。IEC 62007-1ではJIS C 5990とは異なり、基本性能及び特性について規定すべき事項だけを規定し、個々の数値については規定せず、環境試験及び耐久性試験については規定が無い。これは光伝送用部品に関するIEC規格が、応用により個々に規定すべき性能標準が異なることから、部品ごとの性能標準テンプレートは最小限の共通事項のみを規定する、及び環境試験及び耐久性試験も応用ごとに異なるので個々の応用に対応した性能標準テンプレート又は性能標準で規定するという体系が変わってきたことによるものである。 このようにIEC規格とJISとの対応関係に不整合が生じているので、混乱を避けるために新たにIEC規格と整合した性能標準テンプレートの制定が必要である。JISでは光伝送用能動部品の性能標準テンプレートはJIS C 5955規格群で構成されていることから、IEC 62007-1と整合した光伝送用フォトダイオードの性能標準テンプレートを新たにJIS C 5955規格群(性能標準テンプレート)におけるJIS C 5955-6として制定する。なお、これに伴い重複するJIS C 5990を廃止する。	この規格を制定することによって、 a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。 b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・パッケージ形状分類 ・レーザー構造及び半導体材料 ・絶対最大定格規定 ・定格規定及び特性性能規定項目 ・電氣的及び光学的性能規定項目 ・附属性能説明項目	C5990:1997	IEC 62007-1: 2015, Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications – Part 1: Specification template for essential ratings and characteristics	MOD	第2条の該当号：1(性能) 対象事項：光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、オ 欠点： いずれも該当しない。	－	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	31.080.01; 31.260;33.180.01	5
JSA	06 電子	制定	C6192-1	レーザー及びレーザー関連機器－レーザー光のビーム幅、ビーム広がり角及びビーム伝搬比の試験方法－第1部：無収差ビーム及び単純非点収差ビーム	Lasers and laser-related equipment – Test methods for laser beam widths, divergence angles and beam propagation ratios – Part 1: Stigmatic and simple astigmatic beams	近年、レーザーを用いた機器が急速に普及してきている。測量機器やドローンへの搭載はもとより、穴開けや溶接等の工作機械において精密な加工を施すためにも使用されている。このため、レーザービームの特性評価は、レーザービームの適用において極めて重要であり、特にビーム幅、ビーム広がり角を含むビームプロファイルの測定は、レーザーの使用者、応用開発者にとって必須項目である。こうした中、レーザーのビーム幅、ビーム広がり角、及びビーム伝搬比の試験方法に関する国際規格ISO 11146-1及びISO 11146-2が発行されており、2021年にその改訂版が発行された。世界及び国内で使用されているレーザービームの特性評価装置、いわゆるビームプロファイラのほとんどは、この国際規格に準拠している。国際規格との整合化の観点から、ISO 11146-1を基にJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この制定によって、国際規格との整合化を図った試験方法を製品評価に適用することで製品相互の比較が可能となり、市場の拡大が期待される。加えて、ビーム特性評価の裏付けとなっている理論とそれに基づく評価特性の導出法が明確となるため、製品の開発・製造が容易になり、取引の円滑化も期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 座標系 5. 測定法原理 6. 測定配置と測定装置 7. ビーム幅及びビーム系の測定 8. ビーム広がり角の測定 9. ビームウェスト位置、ビーム幅、ビーム広がり角、ビーム伝搬比の合同測定 10. 試験報告書	ISO 11146-1:2021	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 鉱工業品(レーザー及びレーザー関連機器)	法律の目的に適合している。	利点： ア 欠点： いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年7月		4	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C6192-2	レーザ及びレーザ関連機器－レーザ光のビーム幅、ビーム広がり角及びビーム伝搬比の試験方法－第2部: 一般非点収差ビーム	Lasers and laser-related equipment – Test methods for laser beam widths, divergence angles and beam propagation ratios – Part 2: General astigmatic beams	【制定・改正する理由(必要性)】 近年、レーザを用いた機器が急速に普及してきている。測量機器やドローンへの搭載はもとより、穴開けや溶接等の工作機械において精密な加工を施すためにも使用されている。このため、レーザビームの特性評価は、レーザビームの適用において極めて重要であり、特にビーム幅、ビーム広がり角を含むビームプロファイルの測定は、レーザの使用者、応用開発者にとって必須項目である。こうした中、レーザのビーム幅、ビーム広がり角、及びビーム伝搬比の試験方法に関する国際規格ISO 11146-1及びISO 11146-2が発行されており、2021年にその改訂版が発行された。世界及び国内で使用されているレーザビームの特性評価装置、いわゆるビームプロファイラのほとんどは、この国際規格に準拠している。国際規格との整合化の観点から、ISO 11146-2を基にJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この制定によって、国際規格との整合化を図った試験方法を製品評価に適用することで製品相互の比較が可能となり、市場の拡大が期待される。加えて、ビーム特性評価の裏付けとなっている理論とそれに基づく評価特性の導出法が明確となるため、製品の開発・製造が容易になり、取引の円滑化も期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 座標系 5. 測定法原理 6. 測定配置と測定装置 7. 2次モーメントの測定 8. 実効ビーム伝搬比の決定 9. 固有非点収差の決定 10. ねじれパラメータの決定 11. 試験報告書		ISO 11146-2:2021	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 鋳工業品(レーザ及びレーザ関連機器)	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年7月		4
JSA	05 電気	制定	C60068-2-86	環境試験方法－電気・電子－第2－86部: 多点振動試験方法及び多軸振動試験方法(試験記号: Fx)	Environmental testing – Part 2-86: Tests – Test Fx: Vibration – Multi-exciter and multi-axis method	電気・電子製品は、実際の使用環境において、上下・左右といった一定方向だけの振動だけでなく、傾きのある振動やひねりのある回転運動的な振動がかかることが想定される。現状では、このような複雑な振動に対して試験する振動試験方法の標準化はされておらず、従来の振動試験では、扱われていなかった複雑で実際の負荷に近い動きを再現した振動試験方法の標準化が望まれていた。このため、遭遇する可能性のある多方向の動的な力を模倣し、Roll(左右方向への傾き)、Pitch(前後方向への傾き)、Yaw(左右方向へのひねり)などの回転運動を実現可能とする振動試験の国際規格化が図られ、IEC 60068-2-86として2024年に制定された。このような状況から、国際規格との整合を図り、また、技術の実態に即した環境試験方法を確立するため、複数の振動試験システム及び多軸振動試験システムを用いた振動試験方法のJISを制定する必要がある。	この制定によって、実際の使用条件に近い振動試験を可能にし、製品の品質向上や競争力の強化に寄与する。また、国際規格に準拠した試験条件を採用することで、国際貿易の円滑化や国際協力の推進にも効果が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・背景 ・試験機器及び制御方法 ・試験の厳しさ及び許容差 ・供試品の取付、測定システムの設置 ・先行試験 ・振動応答検査 ・前処理 ・初期測定及び性能確認試験 ・試験前の等化のための低レベル励起 ・試験 ・中間測定 ・後処理 ・最終測定・機能性能・振動応答検査 ・試験検証 ・製品規格に記載すべき事項 ・試験報告書に記載する事項		IEC 60068-2-86:2024	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年7月		1

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	制定	C60068-2-87	環境試験方法－電気・電子－第2－87部:UV殺菌照射, その他の用途を模擬するための材料及び部品のUV－C照射試験方法	Environmental testing - Part 2-87: Tests - UV-C exposure of materials and components to simulate ultraviolet germicidal irradiation or other applications	UV-C(紫外放射C波)を放射する人工光源は、空気中、水中、物質表面上の病原体を不活性化するために使用され、このプロセスはUV殺菌照射(UVGI)として知られている。水の消毒のためのUVGIシステムは数10年前から使用されているが、物質表面上及び空気中での技術の使用は、最近になって一般的になり、COVID-19(Coronavirus disease 2019)パンデミックへの対応としてその使用が加速している。こうした中、2024年10月に、UV殺菌照射(UVGI)処理中に、電気・電子機器の材料及び部品がUV-C放射にさらされる環境、及びそれらの環境を模擬する試験について規定するIEC 60068-2-87が発行された。このような状況から、国際規格と整合する評価環境及び試験を標準化するとともに実態に即したJISを制定する必要がある。	この規格の制定によって、UVGIによる水、物質の表面、空気などの除菌を行う電気機器を構成する部品、材料の適切な評価に寄与し、環境保全、安全衛生の確保に寄与する効果が期待できる。また、この制定によって、SDGsの目標の健康的な生活(3)及び安全な水及び衛生の確保(6)に寄与し、国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・背景 ・UV-C照射を行うための試験槽 ・試験手順 ・評価基準 ・製品規格に規定し、試験報告書に記載する事項		IEC 60068-2-87:2024	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: カ、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年7月		1
JSA	07 情報	制定	C60300-1	総合信頼性マネジメント 第1部:総合信頼性のマネジメント	Dependability management – Part 1: Managing dependability	この規格は、下記の内容で2023年6月の産業標準作成委員会において、C5750-1改正としてテーマ審議を行い、承認を得た。現在60300-1を含めTC56分野の主要5規格がIEC 60300シリーズとして改訂・作成中である。素案作成委員会において、このTC56最上位規格改正の機会にIEC規格と規格番号を合わせたいという強い要望があった。C60300-1とすることが、日本における総合信頼性JISの普及にも役立つことから、改めてC60300-1として制定する必要がある。 この規格は、総合信頼性(ディペンダビリティ)分野の最上位規格であり、製品のための総合信頼性マネジメントシステムの概念及び原則について規定したものである。総合信頼性とは、アイテム(製品、システム及びそれらの構成要素)が、そのライフサイクルを通じて、要求されたときに、その要求どおりに遂行するための能力を指す。前回改正から既に10年以上が経過し、その間の技術の進歩によって、総合信頼性の対象分野も製品のみならずオープンシステムへ、また、複雑系へと広がりを見せている。オープンシステムでは、様々な開発元のソフトウェアや機器を組み合わせて構築するシステムのため、予期しない障害、攻撃及び環境変化が生じる可能性がある。これらを踏まえ、IEC/TC 56では、総合信頼性の主特性である信頼性、保全性、支援性及びアベイラビリティに関わる規格を再編・改訂する作業を進めており、IEC 60300-1が2024年3月に改訂・発行される予定である。現在、この規格は、対応国際規格の2003年版と整合が図られたものとなっているが、対応国際規格は、その後、2014年に改訂が行われ、今回の改訂で再び規格名称及び内容が見直される。こうしたことから、我が国においても、最新の市場及び情報技術の実態に即し、また、最新の国際規格との整合を早期に図るために、総合信頼性の最上位規格である当該JISを迅速に改正する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、我が国の実態を踏まえつつ、国際規格との整合が図られた総合信頼性マネジメントシステムの下で、システム、製品及びサービスの供給・購入が可能となることから、国際産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与し、ひいては産業界の発展に大きく貢献することが期待できる。	・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義並びに略語 ・この規格の主要な概念及び適用 ・組織のマネジメントシステムへの総合信頼性の統合 ・プログラムの設計 ・プログラムマネジメント活動 ・総合信頼性技術活動	C5750-1:2010 C5750-2:2010	IEC 60300-1	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年7月	21.020	5

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	制定	C60695-1-12	火災危険性試験－電気・電子－第1－12部:電気・電子製品の火災危険性評価指針－火災安全工学	Fire hazard testing -Part 1-12: Guidance for assessing the fire hazard of electrotechnical products - Fire safety engineering	【制定・改正する理由(必要性)】 現在、電気・電子製品の火災危険性を評価するための試験方法については、JIS C 60695-2規格群などの国際整合された規格は存在するが、火災シナリオに基づいた火災危険性を考慮して製品を設計する上で重要となる火災安全工学に関するJISが確立されていない。火災安全工学は、ハザードベースの製品設計に有用であり、IEC/TC89において電気・電子製品の火災安全工学を規定した国際規格(IEC 60695-1-12:2015)が開発されている。このため、我が国における火災に対する安全性のより一層の向上を図るため、当該国際規格に整合したJISを作成することによって標準化する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、国際的に認知された火災安全工学に則った、電気・電子製品を設計・製造することによって、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、相互理解の促進、効率的な産業活動、安全性確保などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化及び国際産業競争力強化にも寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・火災安全工学のプロセス ・火災安全工学の利点 ・目的・要求事項・性能 ・設計火災シナリオ・設計火災 ・火災安全工学資料 ・電気技術製品に関する試験		IEC 60695-1-12:2015	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: い、ずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	13.220.40; 29.020	4
JSA	05 電気	制定	C60695-1-20	火災危険性試験－電気・電子－第1－20部:電気・電子製品の火災危険性評価指針－着火性－一般指針	Fire hazard testing - Part 1-20: Guidance for assessing the fire hazard of electrotechnical products - Ignitability - General guidance	【制定・改正する理由(必要性)】 現在、電気・電子製品の火災危険性を評価するための試験方法については、JIS C 60695-2規格群などの国際整合された規格は存在するが、火災シナリオに基づいた火災危険性を考慮して製品を設計する上で重要となる着火性の指針に関するJISが確立されていない。火災シナリオにおける着火性は、ハザードベースの製品設計に有用であり、IEC/TC89において電気・電子製品の火災シナリオにおける着火性に関する指針を規定した国際規格(IEC 60695-1-20:2016)が開発されている。このため、我が国における火災に対する安全性のより一層の向上を図るため、当該国際規格に整合したJISを作成することによって標準化する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、国際的に認知された火災シナリオにおける着火性の指針に則った、電気・電子製品を設計・製造することによって、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、相互理解の促進、効率的な産業活動、安全性確保などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化及び国際産業競争力強化にも寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・着火性の原則 ・試験方法の選択に関する考慮事項 ・結果の使用及び解釈		IEC 60695-1-20:2016	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: い、ずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	13.220.40; 29.020	4

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C60793-1-50	光ファイバ - 測定方法及び試験手順 - 高温高湿(定常)試験方法	Measurement methods and test procedures - Damp heat (steady state) tests	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバは、実際の使用、保管及び／又は輸送において、様々な環境下に置かれるが、そこで発生する可能性のある高湿度、高温、温度変化などの環境条件に耐え、所定の品質を維持することが求められる。そのため、IECにおいては、そうした環境条件下での光ファイバの適合性を評価するための試験方法の開発が行われ、2014年に次の三つの国際規格が発行された。 ・IEC 60793-1-50 Optical fibres - Measurement methods and test procedures - Damp heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-51 Optical fibres - Measurement methods and test procedures- Dry heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-52 Optical fibres - Measurement methods and test procedures-Change of temperature tests このため、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、国際競争力の強化などを図るため、これらの国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。 この規格は、IEC 60793-1-50を基に、主に、一定期間にわたる一定温度での高湿度(湿熱)の影響を評価する試験方法について規定するものである。	【期待効果】 この規格を制定することによって、国内外の市場に対する製品品質の信頼性が確保され、取引の円滑化、国際競争力の強化などに寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・装置 ・サンプリング及び試料 ・手順 ・合否基準 ・結果	-	IEC 60793-1-50:2014	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、エ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月	33.180.10	5
JSA	06 電子	制定	C60793-1-51	光ファイバ - 測定方法及び試験手順 - 高温(定常)試験方法	Measurement methods and test procedures- Dry heat (steady state) tests	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバは、実際の使用、保管及び／又は輸送において、様々な環境下に置かれるが、そこで発生する可能性のある高湿度、高温、温度変化などの環境条件に耐え、所定の品質を維持することが求められる。そのため、IECにおいては、そうした環境条件下での光ファイバの適合性を評価するための試験方法の開発が行われ、2014年に次の三つの国際規格が発行された。 ・IEC 60793-1-50 Optical fibres -Measurement methods and test procedures - Damp heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-51 Optical fibres -Measurement methods and test procedures- Dry heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-52 Optical fibres -Measurement methods and test procedures-Change of temperature tests このため、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、国際競争力の強化などを図るため、これらの国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。 この規格は、IEC 60793-1-51を基に、主に、一定期間にわたる高温(乾熱)の影響を評価する試験方法について規定するものである。	【期待効果】 この規格を制定することによって、国内外の市場に対する製品品質の信頼性が確保され、取引の円滑化、国際競争力の強化などに寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・装置 ・サンプリング及び試料 ・手順 ・合否基準 ・結果	-	IEC 60793-1-51:2014	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、エ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月	33.180.10	5

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C60793-1-52	光ファイバ－測定方法及び試験手順－温度変化試験方法	Measurement methods and test procedures - Change of temperature tests	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバは、実際の使用、保管及び／又は輸送において、様々な環境下に置かれるが、そこで発生する可能性のある高湿度、高温、温度変化などの環境条件に耐え、所定の品質を維持することが求められる。そのため、IECにおいては、そうした環境条件下での光ファイバの適合性を評価するための試験方法の開発が行われ、2014年に次の三つの国際規格が発行された。 ・IEC 60793-1-50 Optical fibres - Measurement methods and test procedures - Damp heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-51 Optical fibres - Measurement methods and test procedures- Dry heat (steady state) tests ・IEC 60793-1-52 Optical fibres - Measurement methods and test procedures-Change of temperature tests このため、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、国際競争力の強化などを図るため、これらの国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。 この規格は、IEC 60793-1-52を基に、主に、所定期間にあたる温度変化の影響を評価する試験方法について規定するものである。	【期待効果】 この規格を制定することによって、国内外の市場に対する製品品質の信頼性が確保され、取引の円滑化、国際競争力の強化などに寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・装置 ・サンプリング及び試料 ・手順 ・合否基準 ・結果	-	IEC 60793-1-52:2014	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、エ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月	33.180.10	5
JSA	06 電子	制定	C60793-1-53	光ファイバ－ 第1-53部:測定方法及び試験手順－水浸せき試験	Optical fibres - Part1 -53: Measurement methods and test procedures - Water immersion tests	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバは、実際の使用、保管及び／又は輸送において、様々な環境下に置かれるが、そこで発生する可能性のある高湿度、高温、温度変化などの環境条件に耐え、所定の品質を維持することが求められる。そのため、IECにおいては、そうした環境条件下での光ファイバの適合性を評価するための試験方法の開発が行われ、2014年にIEC 60793-1-52 (Optical fibres - Measurement methods and test procedures-Water immersion tests)が改訂された。 このような状況から、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、取引の円滑化などを図るため、主に、一定期間水に浸した場合の影響を評価する試験方法について、国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、環境試験への理解の促進及び互換性が確保され、取引の円滑化、国際協力の促進などに寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・装置 ・サンプリング及び試料 ・手順 ・合否基準 ・結果		IEC 60793-1-53:2014	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月		2

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C60793-1-54	光ファイバ ー 第1-54部:測定方法及び試験手順 ー ッ線照射	Optical fibres - Part1-54: Measurement methods and test procedures - Gamma irradiation	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバ及びケーブルの耐放射線性向上には、カラーセンタ生成の要因となる欠陥形成の機構解明と、その生成抑制が耐放射線性向上が重要である。この点については、近年目覚ましい進展があり、耐放射線性の高い光ファイバが開発されている。そのような背景からIECでは、光ファイバの耐放射線性を評価するための試験方法の開発が行われ、2018年にIEC 60793-1-54 Optical fibres - Measurement methods and test procedures-Gamma irradiationが改訂された。 このような状況から、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、国際協力の促進などを図るため、環境バックグラウンド放射線の影響を推定するために適した低線量率領域と、高放射線環境の影響を推定するために適した高線量率領域での試験方法について、国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、試験への理解の促進及び互換性が確保され、取引の円滑化、国際協力の促進などに寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・装置 ・サンプリング及び供試品 ・手順 ・計算 ・結果		IEC 60793-1-54:2018	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いいずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月		2
JSA	06 電子	制定	C61280-4-1	光ファイバ通信サブシステム試験方法 ー 第4-1部:敷設済みケーブル設備 ー マルチモード減衰量測定	Fiber-optic communication subsystem test procedures - Part 4-1: Installed cabling plant - Multimode attenuation measurement	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバーを使った家庭向けの通信サービスであるFTTH(Fiber To The Home)の普及が進み、職場・家庭を問わず、超高速通信が利用できるようになっている。マルチモード光ファイバのケーブル配線は、家庭用、商業用、産業用、及びデータセンターの構内、並びに外部の設備環境を含む様々な環境に設置されており、その減衰量を精度よく測定することは、サービス運用業務及びメンテナンス業務を遂行するために重要な技術である。 こうした中、2019年に、敷設済みケーブル設備のマルチモード減衰量測定方法についての国際規格IEC 61280-4-1が、2021年にはAmendment 1が発行された。このような状況から、我が国においても市場の実態に対応させ、サービスやメンテナンス業務を適切に遂行するため、この国際規格のIEC 61280-4-1及びAmendment 1を基礎にJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この制定によって、次の効果が期待できる。 1) 光通信産業において、光ファイバ通信サブシステムの測定が容易になり、サービス運用が円滑化する。 2) 光要素部品を扱う中小企業の振興や、スタートアップの新規参入も促進され、日本の産業界が活性化する。 3) 市場の混乱が防げるだけでなく、正しい認知が定着することにより、市場が拡大する。 4) 日本企業の品質の高さを差別化することができるようになるため、国際競争力の強化に繋がる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語、定義、図記号及び略語 4. 試験方法 5. 不確かさの概要 6. 試験装置 7. 試験手順 8. 計算 9. 測定に係る文書及び記録 10. 附属書A(規定)1コード法 11. 附属書B(規定)3コード法 12. 附属書C(規定)2コード法 13. 附属書D(規定)機器コード法 14. 附属書E(規定)オブティカルタイムドメーソリフレクトメータ 15. 附属書F(規定)光源特性の要求事項 16. 附属書I(規定)基準グレードの試験コードの使用にあたって		IEC 61280-4-1:2019+AMD1:2021	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光ファイバ通信用 ケーブル設備	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いいずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年7月		1

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C61757-1-1	光ファイバセンサー第1-1部:ひずみ測定－ファイバブラッググレーティングに基づくひずみセンサ	Fiber optic sensors – Part 1-1: Strain measurement – Strain sensors based on fiber Bragg gratings	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバセンサは、光学的又は光学的に動作するセンサ素子を用い、光ファイバを伝送媒体とするセンサで、取得される大量の測定データは昨今の AI 技術との親和性も高く、国内における市場が広がってきているが、国内市場への普及を鑑みると仕様及び評価方法の統一が必要であると判断し、2023年にJIS C 61757 (光ファイバセンサ通則)を制定した。 多種多様な光ファイバセンサのうち、特にFBG(ファイバ・ブラッグ・グレーティング) ひずみセンサは電気ひずみゲージと比較して長期的な耐久性や厳環境下での使用に利点があり、防災や減災を目的として橋梁、河川、トンネル、崖、船舶、風車、飛行機などに広く利用され始めている。そのため、FBGひずみセンサの現場適用を加速して広く普及させていくために詳細な仕様及び評価方法を統一し個別規格として標準化すべきとの要望が出されている。このような状況から、市場の状況を踏まえ、FBGひずみセンサの仕様並びに試験及び測定方法について、IEC61757-1-1:2020 (Fibre optic sensors－Part 1-1: Strain measurement – Strain sensors based on fibre Bragg gratings)を基に、JISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、光ファイバセンサの製品の開発・製造及び品質の確保が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大が期待される。	主な規定項目は次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号 ・構造及び特性 ・報告すべき特徴及び特性 ・測定対象の特徴及び特性 ・測定機器の使用における推奨事項 ・附属書(FBGひずみセンサの追加の特性)		IEC 61757-1-1:2020	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法) 対象事項: FBGひずみセンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年7月		4
JSA	06 電子	制定	C61757-2-2	光ファイバセンサー第2-2部:温度測定－分布型センシング	Fiber optic sensors – Part 2-2: Temperature measurement – Distributed sensing	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバセンサは、国内市場への普及を鑑みると仕様や評価方法の統一が必要であると判断され、2022年にJIS C 61757 (光ファイバセンサ通則)が制定された。 一方、多種多様な光ファイバセンサのうち、特に多く利用されている分布型温度センサの詳細な仕様及び評価方法を個別規格として統一すべきとの要望が出されている。このような状況から、市場の状況を踏まえ、分布型光ファイバ温度センサの仕様並びに試験及び測定方法について、IEC61757-2-2:2016を基に、JISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、光ファイバセンサの製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待される。	主な規定項目は次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・性能パラメータの測定のための一般試験系 ・性能パラメータの測定方法		IEC61757-2-2:2016 Fibre optic sensors – Part 2-2: Temperature measurement – Distributed sensing	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法) 対象事項: 分布型光ファイバ温度センサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、ク、コ 欠点: いずれも該当しない。	－	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	33.180.99	4

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	制定	C61810-10	電磁式エレメンタリ リレー 第10部:高容量リレーの追加機能及び安全性の要求事項	Electromechanical elementary relays - Part 10: Additional functional aspects and safety requirements for high-capacity relays	【制定・改正する理由(必要性)】 一般産業装置、電気設備などに用いられる低電圧装置用の電磁式エレメンタリリレーに対する一般及び安全性要求事項は、JIS C 61810-1に規定されている。しかしながら、電気エネルギー貯蔵システム、太陽光発電システム、電気自動車(EV)などに用いられる大容量リレーについては、電気アークの防止などの追加の機能面及び安全要件事項の規定が必要な状況となっている。こうした中、接点間の電気アークを消す機能の組み込み、絶縁協調などの機能面及び安全要件事項を規定したIEC 61810-10が2019年に制定された。我が国の大容量リレーを用いるシステムの安全性の向上、及び国際規格との規定の整合の観点からIEC 61810-10を基にJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この制定によって最新の市場ニーズに対応した性能及び安全性が確保でき、評価手順の標準化によって大容量用電磁リレーの円滑な流通が期待できる。また、国際規格と整合するJISを発行することによって国内メーカーの国際市場への参入と海外への拡大が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 影響量 5 定格値 6 試験の一般的规定 7 文書及びマーキング 8 温度上昇 9 基本動作・復帰機能 10 耐電圧 11 電氣的耐久性 12 機械的耐久性 13 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 14 端子 15 気密性 16 耐熱性及び耐火性 17 特殊試験 附属書A(規定)リレーに関する説明 附属書C(規定)試験のセットアップ 附属書E(規定)温度上昇試験の配線 附属書F(規定)空間距離及び沿面距離の測定 附属書G(規定)定格インパルス電圧、公称電圧及び過電圧カテゴリ間の関係 附属書H(規定)汚損度 附属書I(規定)保証トラッキング試験 附属書K(規定)グローワイヤ試験 附属書L(規定)ボールプレッシャー試験		IEC 61810-10:2019	IDT	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電磁式エレメンタリリレー	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電気制御機器工業会のWG	2024年4月	29.120.70	5
JSA	07 情報	制定	C62506	製品の加速試験方法	Methods for product accelerated testing	【制定・改正する理由(必要性)】 製品の評価における加速試験とは、実際の使用環境よりも厳しい条件で試験を行うことによって、試験時間を短縮する技術で、その目的は、製品の設計・試作・製造段階において製品が持つ弱点・欠点の顕在化、故障発生などを早めることによる信頼性特性値の推定、潜在的故障モードの特定、故障メカニズムの解明及びそれらの対策のための期間の短縮である。そのことによって、市場での製品の不良を未然に防止し、コストの低減や信頼性の高い新製品の速やかな市場に投入が可能となる。 2013年の加速試験法の国際標準であるIEC 62506の制定時には、従来の加速試験法に加えて定性的な試験法としてHALT (Highly Accelerated Limit Test:動作限界又は破壊限界までストレスを印加し、製品を強制的に故障させて潜在的な弱点を洗い出す手法)などが規定されたが、2023年の改訂では、さらに、当該試験に関する実施の手順に我が国からの提案が盛り込まれている。最近の市場動向及び情報技術の発展から加速試験の必要性が増しており、中でも印加ストレスがより高いHALT、HASS (Highly Accelerated Stress Screening:製品に対してストレスを加え、潜在している弱点・欠点を速やかに顕在化させて、初期故障を除去する手法)などが海外で積極的に活用され成果を上げている。一方で、日本では依然としてそれらの加速試験の普及が遅れている。このような実態を鑑みて、有効な加速試験法を国内で広く普及させるためにも、最新の国際規格との整合を早期に図り、当該JISを速やかに制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、国際規格との整合が図られた加速試験の普及促進が可能となり、製品の信頼性評価期間の短縮と高い信頼性の確保との両立、市場不良率の低減、コスト低減に貢献することが可能となる。これらのことから、国際産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与し、ひいては産業界の発展に大きく貢献することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義、記号及び略語 ・加速試験法の概要 ・加速試験モデル ・製品開発における加速試験戦略 ・加速試験法の限界		IEC 62506:2023	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ 欠点: いずれも該当しない。			国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	21.020	4

JIS作成予定(一覧表) (制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	電気	制定	C62733	電気光源用電子制御装置に組み込まれるプログラム可能な部品 ― 一般要求事項及び安全要求事項	Programmable components in electronic controlgear for electric light sources - General and safety requirements	近年、照明用光源のLED化が進展するに伴い、光源用制御装置にマイコンなどのプログラム可能部品が組み込まれることが増えてきている。一方で、光源用制御装置の機能安全をこのプログラム可能部品のソフトウェアによって担保する場合に必要な、当該プログラム可能部品及び機能安全ソフトウェアに関する技術的な基準が必要であるが、我が国の照明分野の規格では整備されていない。このため、プログラム可能部品を備えた光源用制御装置の一般及び安全面での要求事項を規定することで安全性を確保するために、国際規格であるIEC 62733 (Programmable components in electronic lamp controlgear - General and safety requirements)に整合したJISを新たに制定する必要がある。	この規格の制定によって、最近の技術の利用に際しても、より安全な製品が市場に供給され、使用者への安全・安心の提供に資する。また国際規格に整合した技術的な基準を採用することから、国際取引の円滑化・効率化が図れることで市場の拡大に寄与することも期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 一般要求事項 5. リスクアセスメント 6. 異常動作及び故障状態に対する要求事項 7. ソフトウェアに対する要求事項 8. EMCイミュニティに対する要求事項 9. 附属書A(規定) ソフトウェア評価 10. 附属書D(規定) リスク分類		IEC 62733:2015	IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能) 対象事項: 光源用制御装置に組み込まれるプログラム可能な部品	法律の目的に適合している。	利点: カ、キ 欠点: いずれも該当しない。			一般社団法人日本照明工業会のWG	2024年10月	29.140.99	4
JSA	05 電気	制定	C63294	定格電圧450/750V以下の電気ケーブル試験方法	Test methods for electric cables with rated voltages up to and including 450/750 V	IEC 63294(Test methods for electric cables with rated voltages up to and including 450/750 V)は、IEC 60227-2 (Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750V - Part2:Test methods)と、IEC 60245-2(Rubber insulated cables of rated voltages up to and including 450/750V - Part2:Test methods)とを統合し、新たに発行されたケーブルの試験方法規格である。これに伴って、IEC 60227-2及びIEC 60245-2は廃止された。JISにおいても、JIS C 3662(定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル)規格群及びJIS C 3663(定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル)規格群の試験方法規格を共通化し規格体系の合理化を図るとともに、共通の試験方法規格とするため、試験項目の一部で規定されていた要求事項を各個別規格に規定するように構成を改める必要がある。また、この規格の制定に合わせ、JIS C 3662-2(定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第2部:試験方法)及びJIS C 3663-2(定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル―第2部:試験方法)を廃止する。	【期待効果】 この規格を制定することによって、次のことが期待される。 ・試験方法が共通化でき、生産性等の向上に寄与する。 ・国際規格との整合が図られることから、取引及び国際貿易の円滑化に寄与する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・一般要求事項 ・電気試験方法 ・非電気試験方法	JIS C 3662-2 JIS C 3663-2	IEC 63294 Ed.1.0	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気ケーブル又は光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月		4

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	制定	H7315	超電導－臨界電流の試験方法－RE-Ba-Cu-O 複合超電導線の直流臨界電流	Superconductivity - Part 26: Critical current measurement - DC critical current of RE-Ba-Cu-O composite superconductors	この規格は、高温超電導線の性能評価の方法について、IEC 61788-26:2020を基に作成するものである。医療分野、電力分野及び輸送分野の超電導応用機器に使用される高温超電導線材としては、これまでビスマス超電導線材が広く用いられてきているが、最近において、希土類超電導線(REBCO線)が市場に展開され、多くの企業が参入している。超電導線の商取引においては、メーカーとユーザーの間で共有される性能の一つに“臨界電流(Ic)”があり、その測定方法については、これまでにIEC 61788シリーズを基とし、ビスマス超電導線に対してはJIS H 7305: 2010が、低温超電導線に対してはJIS H 7301: 2009やJIS H 7302: 2009が規格化されている。REBCO線は、高い臨界電流が得られ、また、高磁場特性が良好であることから、NMR、核融合、超電導モータなど新しい分野への応用が期待されており、国内外でのプロジェクトへのREBCO線材の供給ニーズがますます高まる中で、国内メーカーの技術開発を円滑かつ活性化し、国際産業競争力を強化するために、主要性能の一つである臨界電流(Ic)の測定方法について、国際規格を基に標準化することが不可欠となっている。このような状況から、IEC 61788シリーズにおいてREBCO線材の臨界電流測定方法を規定するIEC 61788-26:2020を基に、我が国の技術の実態に即したJISを制定する必要がある。	この規格を制定することで、国内企業におけるREBCO線材の開発・製造プロセスの標準化が推進され、製品品質の改善、生産の効率化などに寄与するとともに、開発期間の短縮やコスト削減につながり、国際産業競争力を高めることが期待される。さらに、国内での規格統一は、サプライチェーン全体の効率化に貢献し、国内産業の発展を促すことにも繋がるものと期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原理 ・試験条件 ・サンプルと試験装置 ・試験方法 ・不確かさ ・報告事項	-	IEC 61788-26:2020	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 希土類高温超電導線(REBCO)	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2025年7月		2
JSA	07 情報	制定	Q38503	情報技術－IT ガバナンスIT ガバナンスのアセスメント	Information technology - Governance of IT - Assessment of the governance of IT	【制定・改正する理由(必要性)】 近年、あらゆる組織は、顧客、従業員、取引先、投資家その他を含む、ステークホルダに対して価値を創出することが求められる中で、ITは事業戦略に欠かせないものとなっている。ITによって実現される情報システムの巧拙が経営に大きな影響を及ぼすといっても過言ではなく、組織においてはITガバナンスを導入し、その価値を高めるための活動が行われている。 ITガバナンスの導入・実現に当たっては、JIS Q 38500(情報技術－ITガバナンス)を基礎として、経済産業省が公表している「システム管理基準」において、その要件が示されているが、ITガバナンス適用の有効性について、全体を俯瞰的に評価し、監査するものとなっていない。 一方、国際的には、ISO/IEC38500、ISO/IEC TS38501及びISO/IEC TR38502をベースにITガバナンスを導入した組織を体系的に評価及び監査できる規格が、日本も積極的に協力して開発され、2022年に、ISO/IEC 38503が制定された。 こうしたことから、今後、ITガバナンスを国際的に共通な視点で評価・監査することによって、その実効性を高めていくため、国際規格と整合したJISを制定することが必要である。	【期待効果】 この規格の制定によって、これまで、国内ではシステム管理基準を活用し、国際的には各国の規格によって評価及び監査を実施してきたが、国際的に共通な基準によって評価し、監査することが可能となることから、我が国の組織のITガバナンスがグローバルに推進され、産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 IT ガバナンスの評価のメリット 5 アセスメントのスコープ及びアプローチ 6 IT ガバナンスのアセスメント 7 アセスメント活動	-	ISO/IEC 38503:2022	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: ITガバナンス	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.020	4

JIS作成予定(一覧表) (制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	Q38507	情報技術－IT ガバナンス－ AI(人工知能)の利活用が組織のガバナンスに与える影響	Information technology－Governance of IT－Governance implications of the use of artificial intelligence by organizations	【制定・改正する理由(必要性)】 AIの組織への応用については、さまざまな問題が想定されている。今までのITとは異なり、組織の意志決定にも影響を与えることや、AIが学習することで、同じような状況下でも、異なった結果となることなどがある。また、AIを含むシステムは、従来のICTシステムより自律性が高く、人の感性に近い判断に使われることが多い。このように、AI(特に深層学習を用いるAI)は、性能保証を確実に行う技術が未発達で、ガバナンス及びマネジメントによって信頼性を確保することが一般的である。そのため、組織の経営者は、AIの導入に当たって与える影響を、倫理を含めて事前に十分に検討することが求められることから、AIを組織に導入するとき、導入後の応用、運用などについて検討するための指針が必要となっている。 同様なガバナンスの必要性については、EU及び国際団体でも議論されており、国際標準化のための検討が、日本も積極的に協力し、ISO/IEC JTC1/SC42において行われており、AI活用の組織ガバナンスへの影響、AI活用に対処するためのポリシーなどを規定したISO/IEC38507が発行される。この規格は、現在開発中のAI Management System Standard (ISO/IEC 42001)にも参照されており、今後、認証の参照規格として用いられる可能性も高い。 こうしたことから、今後、AI 社会原則の実装に向けて、国内外の動向も見据えつつ、我が国の産業競争力の強化と、AI の社会受容の向上を図っていくため、国際規格と整合したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、ガバナンスに関する国際的な基準を示すことでの信頼性確保や、内部統制の根拠を示すことによる有価証券報告書の国内外に通用する基盤を与えることに寄与する。また、我が国の組織のAIのガバナンスがグローバルに推進され、産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与することも期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 AI 活用の組織ガバナンスへの影響 5 AI 及び AI システムの概要 6 AI 活用に対処するためのポリシー	—	ISO/IEC FDIS 38507	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: ITガバナンス	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.020	4
JSA	07 情報	制定	Q42001	情報技術－人工知能－マネジメントシステム	Information technology－Artificial intelligence－Management system	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、分野横断的な技術の一つである、人工知能(AI)に関するマネジメントシステムの構築について規定したものである。AI技術は、深層学習のブレイクスルーにより急激に開発が進められ第3次AIブームを引き起こし、最近では生成系AIの社会への浸透により用途が拡大している。各組織のビジネスにおいてAIを利活用することがますます加速することは不可避であり、そのためAIに関するマネジメントシステムの構築は組織にとって重要である。 また、AI技術が実現する可能性について、技術だけでなく、各国の制度、政策担当者も大きな関心を持たれており、人工知能関連のガイドラインや法令は、EUのレポートによれば600を超えている。一方で、様々なガイドラインなどが乱立している状況でもあり、AI技術に関するマネジメントを実施している組織と宣言していてもその内容は組織間で差があり、当該技術に関する標準的な組織の取組みを記載した文書の作成・維持及びそれに基づく組織運営が喫緊の課題となっている。 このような実態を踏まえ、我が国においても国際規格と整合のとれたこの規格を制定する必要がある。	【期待効果】 この規格によって、AI技術に関する信頼性の高いマネジメントシステムが構築可能となり、品質の改善、生産性等の向上、産業の合理化に寄与することが期待できる。また、この規格を用いることで、国内外とも整合がとれたAIに関するマネジメントシステムが構築可能となり、相互理解の促進、互換性の確保に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・組織の状況 ・リーダーシップ ・計画 ・支援 ・運用 ・パフォーマンス評価 ・改善 ・附属書A 管理目的及び管理策の参考 ・附属書B AI管理策の実施ガイダンス		ISO/IEC 42001:2023	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: AIマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月	03.100.70; 35.020	4

JIS作成予定(一覧表) (制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	07 情報	制定	Q42005	情報技術－人工知能－AIシステム インパクトアセスメント	Information technology－Artificial intelligence－AI system impact assessment	この規格は、人工知能(AI)マネジメントシステムの構築の際に必要なAIシステムのインパクトアセスメントについて規定したものである。AIシステムを利用する組織は、AIシステムに関するマネジメントシステムを構築することが重要であり、それに資するための規格として、ISO/IEC42001:2023を基にしたJIS Q 42001の制定が2025年度内に予定されている。JIS Q 42001はAIマネジメントシステムに関する要求事項について規定したものであり、AIシステムのインパクトアセスメントの重要性についても言及しているが、具体的な方法論にまでは触れていない。AIシステムに付随するリスクやインパクトを正しくアセスメントすることは、各組織のビジネスにおいてAIの利活用がますます増えている現状を考えると必要不可欠である。このため、国際規格において、AIシステムに対するインパクトアセスメントをどのように実施するか、さらには、組織が実施するAIシステムのリスク分析との関係についてどのように考えるべきかの指針を示すISO/IEC 42005(Information technology－Artificial intelligence－AI system impact assessment)が開発中(FDIS)である。こうしたことから、JIS Q 42001と併用することによって効果的なマネジメントシステムの構築を可能とするため、ISO/IEC 42005を基にしたJISを制定する必要がある。 なお、インパクトアセスメントについてはBCP(事業継続計画)、PIA(プライバシーインパクトアセスメント)などが国内でも知られているが、AIシステムにはそのままの形で適用できないことから、新たにJISを制定し、広く活用できるようにする必要がある。	これまでは、組織はAIの導入に当たってマネジメントシステム構築に関して参照する規格としては、ISO/IEC 42001:2023(JIS Q 42001として2025年度制定予定)しかなかった。しかし、この規格の制定によって、今後はJIS Q 42001と併用することで、国内外とも整合がとれたAIに関するより効率的なマネジメントシステムが構築でき、品質の改善、生産性等の向上、相互理解の促進、互換性の確保などに寄与することで、組織のAIの開発、利活用ならびに制度設計などを推進することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・AIシステム・インパクト分析プロセスの開発と実装 ・AIシステム・インパクト分析の文書化		ISO/IEC FDIS 42005	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: AIシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ 欠点: いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月			1
JSA	07 情報	制定	Q42006	情報技術－人工知能－AIマネジメントシステムの監査及び認証を提供する機関に対する要求事項	Information technology－Artificial intelligence－Requirements for bodies providing audit and certification of artificial intelligence management systems	この規格は、JIS Q 42001(AIマネジメントシステム)に基づき構築されたマネジメントシステムを監査及び認証する機関に対する要求事項を規定したものである。ビジネスにおいてAIの利活用がますます増えている現状を考えると、組織はAIシステムに関するマネジメントシステムを構築することが重要であり、それに資するための規格としてISO/IEC 42001:2023を基にしたJIS Q 42001が2025年度内に制定される予定である。JIS Q 42001は組織に必要なとされる要求事項について規定したものであり、各組織は当該規格に従ってマネジメントシステムを構築すればよいことになる。しかし、構築したマネジメントシステムが当該規格の要求事項に適合し、組織にとって十分かつ有効であるのかなどについては、監査及び第三者による適合性評価(認証)が必要となる場合がある。一方、監査及び認証する機関に対しては、JIS Q42001への適合性を評価するための技術的能力を有し、公平性・公正性の観点から審査できることが求められるが、それら機関に対する要求事項を規定する規格として、ISO/IEC 42006(Information technology－Artificial intelligence－Requirements for bodies providing audit and certification of artificial intelligence management systems)が開発中(FDIS)である。 今後、各組織が構築したAIシステムに関するマネジメントシステムの十分性及び有効性を第三者が公平・公正に評価し、AIシステムの適正利用によるより良い社会の実現の一助となるには、国際規格との整合が図られた要求事項を満たす監査・認証機関が不可欠であり、そのためにはISO/IEC 42006を基にJISを制定し、活用できるようにする必要がある。	この規格の制定によって、国際的に共通な要求事項に適合する機関による監査及び認証が可能となり、組織が構築したマネジメントシステムがJIS Q 42001に適合していることに対する信頼性の高い評価が行われる。その結果、組織のAIの開発及び利活用並びに制度設計などが推進され、AIに係るビジネスが加速し、イノベーション創出が可能となることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原則 ・一般要求事項 ・組織構成に関する要求事項 ・資源に関する要求事項 ・情報に関する要求事項 ・プロセス要求事項 ・認証機関に関するマネジメントシステム要求事項 ・附属書A(審査時間) ・附属書B(認証証のひな形)		ISO/IEC FDIS 42006	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: AIマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月			1	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X0037	情報技術－用語－バイオメトリクス	Information technology - Vocabulary - Biometrics	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、バイオメトリック技術(生体認証技術)の用語について規定するものである。生体認証技術は、従来の企業ユースから、個人ユースに広がるとともに、スマートフォンのロック解除、銀行や空港、医療機関(病院、薬局)、イベント会場などでの本人確認、店舗での生体認証決済などユースケースが急増している。生体認証技術の国内市場は、2026年には38%増(2021年比)の181億円と拡大が予測され(富士経済調べ)、社会に与える影響も増加している。一方で、バイオメトリクス用語は、ISO/IEC 2382-37:2022にて規定されているが、対応したJISがないため、同じ意味を表す用語がベンダーによって異なる日本語訳で用いられ、ユーザーにおいて混乱が生じたことがある。特に先進的なユースケースにおいて、混乱が生じやすい。異なる日本語訳の使用を是正することで、社会における混乱を解消し、生体認証技術の更なる普及を促進するためにも、本規格の制定が必要である。	【期待効果】 本規格を制定することにより、国内市場におけるバイオメトリクス用語の揺れが減り、健全な市場の形成及び拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義		ISO/IEC 2382-37:2022	IDT	第2条の該当号：5(用語) 対象事項：バイオメトリクス	法律の目的に適合している。	利点：ウ、カ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月	01.040.35; 35.020	4
JSA	07 情報	制定	X0061	トラストワージネス－用語	Trustworthiness - Vocabulary	【制定・改正する理由(必要性)】 トラストワージネスについては、IoT、人工知能、スマートシティを始めとして国際的にも議論が進んでおり、これらの技術の社会実装の進展に伴ってこの概念の重要性が増していくことが想定される。しかし、これらの概念はこれまで大きな議論がされてこなかったこともあり、統一的な定義は利用されてこなかった。このような環境の中、共通して利用できる定義を提供することを目的として、トラストワージネスに関わる用語の定義を規定したISO/IEC TS 5723が2022年に制定された。トラストワージネスについては、日本国内でもIoTを始めとして議論がされており、また、DFFT(Data Free Flow with Trust) のコンセプトに基づく“国際データ流通網”など関連する議論も多くあることから、国内での議論において国際規格に整合した統一的な用語及び定義を用いることが重要となっている。 ISO/IEC JTC 1では、トラストワージネスに関してWG 11、WG 13、SC 17、SC 38、SC 40、SC 41、SC 42で関連する規格開発が進められている。また、トラスト／トラストワージネスについてはDFFTをはじめとして、世界経済フォーラムなど各所で議論され始めていることもあり、特に用語についてはISO/IEC TS 5723:2022が参照される。ISO/IEC TS 5723:2022と整合の取れた国内での議論を促進するためにも、このJISの制定が必要である。	【期待効果】 トラストワージネスに関する用語の技術仕様ISO/IEC TS 5723: 2022の対応JISを提供して利用を促すことにより、トラストワージネス関連用語の使いやすさの向上を図ることができるとともに、トラスト／トラストワージネスについての相互理解が確保され、国際貿易の円滑化及び国際協力の促進に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義		ISO/IEC TS 5723:2022	IDT	第2条の該当号：5(用語) 対象事項：トラストワージネス	法律の目的に適合している。	利点：ウ、キ 欠点：いずれも該当しない。		技術仕様書をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月	01.040.35; 35.020	4

JIS作成予定(一覧表) (制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	07 情報	制定	X0134-3	システム及びソフトウェア技術－システム及びソフトウェアアシュアランス－第3部:システム インテグリティレベル	Systems and software engineering – Systems and software assurance Part 3: System integrity levels	システム及びソフトウェアのアシュアランス活動とは、リスク対策及び品質保証の活動が適切になされていることを、利害関係者が議論し、確信を得る活動、及びその活動実現のための方法論を指すものである。アシュアランス活動は、システム・ソフトウェア・情報処理サービスの産業分野をはじめ、関係する情報通信、交通・航空宇宙、社会インフラストラクチャーなどの様々な分野において、小規模の事業体や大規模組織に至るまで、取り組まれている。この活動をより明確にして実施する際には、基準となるインテグリティレベル(水準)を定義して設定する必要がある。基準となるインテグリティレベルが設定されていなければ、過剰な保証活動によるコスト増、及び保証活動の不足によるリスクを招く。 システム及びソフトウェアのアシュアランスについては、ISO/IEC/IEEE 15026-1～-4シリーズとして標準化されている。その中でインテグリティレベルに関しては、2011年にISO/IEC 15026-3として制定され、2015年の改正を経て、2023年にISO/IEC/IEEE 15026-3として制定されている。これまで、ISO/IEC/IEEE 15026シリーズについては、JIS X 0134規格群として順次規格化を進めているところであり、我が国においてもインテグリティレベルの普及を図るため、ISO/IEC/IEEE 15026-3:2023と整合したJISの制定が必要である。	システム及びソフトウェアのアシュアランスで、標準として共通化されたインテグリティレベル(水準)の適用を可能にすることで、次のことが期待される。 ・広く様々な産業分野におけるアシュアランス活動に関係する多くの組織やプロジェクト、取引で契約・連携・協業を円滑に行えるようになる。 ・それが、アシュアランスによるシステム及びソフトウェアのリスク削減及び品質の確保、並びにインテグリティレベルに合致したアシュアランス活動作業の最適化による生産性の向上を促進する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・インテグリティレベルの定義 ・インテグリティレベルの利用 ・システムインテグリティレベルの決定 ・システム要素へのインテグリティレベルの割り当て ・インテグリティレベル要求事項への合致 ・合意及び承認の権限保有者	JIS X 0134:1999	ISO/IEC/IEEE 15026-3:2023	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法) 対象事項: システム及びソフトウェア製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ 欠点: いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月			1
JSA	07 情報	制定	X0164-6	情報技術－ITアセットマネジメント－第6部:ハードウェア識別タグ	Information technology – IT asset management – Part 6: Hardware identification tag	ITアセットマネジメントシステム(ITAMS)の要求事項は、JIS X 0164-1で規格化されているが、ITアセットの特徴(JIS X 0164-1:2019 附属書Cを参照、特にハードウェアについては、設置場所/構成の頻繁な変更、デバイス数/ツール/管理形態の多さなど)にあった管理が必要である。ソフトウェアについては、ISO/IEC 19770-2:2015を基にJIS X 0164-2(ソフトウェア識別タグ)が2018年に制定されているが、ハードウェアに関して規格化されていなかった。そのため、ツール間の連携、項目の相互理解、意思疎通に円滑さに欠け、移行の難しさによるシステムの硬直化を招いていた。これを受け、ISO/IEC19770シリーズとして、ハードウェア識別タグのISO/IEC 19770-6が2024年に制定された。我が国においても国際規格と整合化した規格体系を確保する観点から、ISO/IEC 19770-6:2024を基にしたJISを制定する必要がある。	この規格の制定によって、情報収集の際の共通のフォーマットが提供されることになり、ツール間の連携及び移行の容易性が実現できる。このことは、システムの硬直化を防止することにもなり、システム利用者のより良い品質と省力化のための仕組みが構築されることから、ITAMSのライフサイクル全般での生産性の向上と業界全体での品質向上に寄与することが期待できる。また、ITAMSのツールを開発するベンダー/利用者が共通の情報構造でコミュニケーションすることで相互理解が促進され、互換性の確保に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義及び略語 ・適合性 ・相互運用 ・HWIDプロセスの実装 ・ハードウェアIDファイルのデータ仕様		ISO/IEC 19770-6:2024	IDT	第2条の該当号: 6(構造) 対象事項: 電磁的記録(ハードウェア識別データ)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ 欠点: いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2025年7月			1

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	情報	制定	X0560	自動認識及びデータ取得技術－RFIDのサプライチェーンへの適用－製品タグ付け、製品包装、輸送単位、リターナブル輸送器材及びリターナブル包装器材	Automatic identification and data capture techniques – Supply chain applications of RFID – Product tagging, product packaging, transport units, returnable transport items and returnable packaging items	近年、物流業界における労働力不足、小口配送の増加などの課題に加えて2024年問題などによる物流クライシスが大きな社会的課題となっている。このような状況に対し、“総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)”では“物流DX”推進の必要性が明記されている。サプライチェーンの効率的な管理手段の一つとして、製品包装、リターナブル容器などの物流機器、パレット積載の輸送単位などへのRFIDの活用が挙げられる。RFIDに関しては、JIS Z 0664～JIS Z 0667 (RFIDのサプライチェーンへの適用)の4規格があり、サプライチェーンにおける、製品のタグ付け、製品包装、輸送ユニット、リターナブル輸送器材及びリターナブル包装器材に対してRFIDによる管理を行う際のRFIDの基本機能を規定している。 このたび、ISO/IEC JTC 1では、これらのJISの基としているISO 17364～17367の4規格を統合して、ISO/IEC 17360:2023が制定され、これを受けて、JISにおいても最新の技術情報等を反映した国際規格に整合する規格を制定する必要がある。なお、国際規格の管轄がISO/TC 122 (包装)からISO/IEC JTC 1/SC 31 (自動認識及びデータ取得技術)に変更されたため、統合後はX規格とする。また、この規格の制定に伴い、旧規格であるJIS Z 0664～JIS Z 0667の4規格を廃止する必要がある。	この規格を制定することで、国際規格に準拠したRFIDによるサプライチェーン管理が促進され、サプライチェーン管理の効率化、省力化が実現して、日本の物流業界における物流DXの推進につながる事が期待できる。また、サプライチェーン管理の高度化により、輸送途中でのトレーサビリティが確保され、食品、工業製品などの安全性が担保されることで、安心・安全な社会の実現にも寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・概念 ・物品識別子 ・RFIDラベル付き資材の識別 ・附属書A (符号化)	Z0664、Z0665、Z0666、Z0667	ISO/IEC 17360:2023	IDT	第2条の該当号：6 (種類、構造) 対象事項：RFID	法律の目的に適合している。	利点： ア、カ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本自動認識システム協会のWG	2024年10月	35.040.50	4	
JSA	07 情報	制定	X5150-4	汎用情報配線設備－第4部：単独居住者用住宅	Information technology－Generic cabling for customer premises－Part 4: Single-tenant homes	【制定・改正する理由(必要性)】 情報通信のトラフィック量は、毎年大幅な増加の一途をたどっていると、更に高速通信が可能な新しいアプリケーションが次々に開発されている。これらに対応するため、2017年に、ISOにおいて情報配線設備に関する国際規格体系に変更があり、新しい国際規格体系のISO/IEC 11801規格群 (Information technology－Generic cabling for customer premises) では、旧規格体系のときに個別規格であった複数の規格を、共通の一般要件とそれぞれの規格の個別要件とに区分して一つの規格体系となった。それによって、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験、運用・保守など)を適切に行うことが可能となる。 JIS X 5150規格群(汎用情報配線設備)の対応国際規格であるISO/IEC 11801規格群の第1部～第3部については、それぞれ、JIS X 5150-1 (第1部：一般要件)、JIS X 5150-2 (第2部：オフィス施設)及びJIS X 5150-3 (第3部：産業用施設)としてJIS化されているが、利用者から標準化を強く求められている“個別住宅”について、ISO/IEC 11801-4 (Information technology－Generic cabling for customer premises－Part 4: Single-tenant homes)を基に、新たにJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、一つの規格体系に従った設計、施工、試験などを行うことが可能となり、ネットワークの相互接続への対応を容易にできるとともに、最新の通信アプリケーションだけでなく、開発中の通信アプリケーションを含めた要求に対応が可能となることが期待できる。 また、配線システムの提供者は、共通規格に基づいた商品(配線システム)を顧客に提供可能となるとともに、配線システムの利用者は、共通規格に基づいた設計、施工、試験などを受けることによって、どの配線システム提供者からも同等品質の商品を受けることが可能となることが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語、定義及び略語 4. 適合性 5. 汎用配線システムの構造 6. チャネル性能要件 7. リンク性能要件 8. 基本配線構成 9. ケーブルの要件 10. 接続器具の要件 11. コード	-	ISO/IEC 11801-4:2017/Cor1:2018	IDT	第2条の該当号：1 (構造、品質、性能) 対象事項：個別住宅用汎用情報配線設備	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年10月	35.200	4	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	制定	X5150-5	汎用情報配線設備－第5部：データセンタ	Information technology－Generic cabling for customer premises－Part 5: Data centres	【制定・改正する理由(必要性)】 情報通信のトラフィック量は、毎年大幅な増加の一途をたどっているとともに、更に高速通信が可能な新しいアプリケーションが次々に開発されている。これらに対応するため、2017年に、ISO/IEC JTC 1/SC 25(情報機器間の相互接続)において、情報配線設備に関する国際規格の体系に変更があり、新しい規格体系では、旧規格体系のときに個別規格であった複数の規格を、共通の一般要件の規格と個別要件の規格とにパートで区分する部編成の規格群となった。一つの規格群とすることによって、ネットワークへの要件が明確になり、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験及び運用・保守)を適切に行うことが可能となる。 対応国際規格の第1部及び第2部については、それぞれ、JIS X 5150-1(汎用情報配線設備－第1部：一般要件)及びJIS X 5150-2(汎用情報配線設備－第2部：オフィス施設)としてJIS化されており、第3部については、JIS X 5150-3(汎用情報配線設備－第3部：産業施設)としてJIS化作業中であり、利用者から標準化を強く求められている“データセンタ”についても、対応国際規格であるISO/IEC 11801-5を基に、新たにJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、一つの規格群に従った設計、施工、試験及び運用・保守を行うことが可能となり、相互接続が進むネットワークへの対応が適切にできる。また、配線システムの提供者は、共通規格に基づいた商品(配線システム)を顧客に提供可能となるとともに、配線システムの利用者は、どの配線システム提供者からも同等品質の商品を受けることが可能となることが期待できる。さらに、対応国際規格の体系と一致したJISとすることによって、海外からの輸入及び海外への輸出の際の貿易障壁がなくなることが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語、定義及び略語 4. 適合性 5. 汎用配線システムの構造 6. チャネル性能要件 7. リンク性能要件 8. 基本配線構成 9. ケーブルの要件 10. 接続器具の要件 11. コード及びジャンパの要件 附属書A(規定) 平衡配線リンクの組合せ	-	ISO/IEC 11801-5:2017		第2条の該当号：1(構造、性能) 対象事項： 汎用情報配線設備	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	-		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年10月	35.200	4
JSA	07 情報	制定	X20924	モノのインターネット(IoT)及びデジタルツイン－用語	Internet of Things (IoT) and digital twin－Vocabulary	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IoT及びデジタルツイン技術に共通的に用いられる用語について規定したものである。現在の状況では以下のような課題や問題点が存在しているため、国際規格と整合性のあるJISを制定する必要がある。 1. 用語の定義の不統一性 IoT及びデジタルツインは市場で使われ始めているが、関連する用語は関係者が独自に定めた定義で用いられており、一致した定義になっていないことがある。このため、業界内でのコミュニケーション及び技術の共有が困難となり、正確な理解又は円滑な取引が妨げられる場合がある。 2. 国内外におけるサービス提供者の増加 IoT及びデジタルツインの利用は国内外で広まっており、国境を越えたサービス提供が行われている。将来的には市場が更に拡大することが予測されるため、異なる国又は文化の間でのコミュニケーションの増加が想定される。このような状況下では、国内外の事業者又はユーザー間で円滑なサービス提供を実現するために、日本語での用語認識を統一することが重要である。	【期待効果】 国際規格に合わせてJISを制定することにより、以下の効果が期待できる。 1.製品・サービス提供の容易化及び取引の円滑化：製品又はサービスの提供が容易になり、異なる事業者間での取引の円滑化が期待される。 2.市場の混乱の防止及び正しい認識の定着：市場の混乱及び不確実性が解消され、正しい認識が業界内に広まり、市場が健全に発展することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義		ISO/IEC 20924:2024	IDT	第2条の該当号：5(用語) 対象事項： モノのインターネット及びデジタルツイン	法律の目的に適合している。	利点： ウ、オ 欠点： いずれも該当しない。			国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月	01.040.35; 35.020	4

JIS作成予定(一覧表) (制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	情報	制定	X25002	システム及びソフトウェア技術 ― システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価 (SQuaRE) ― 品質モデルの概観及び利用法	Systems and software engineering - Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - Quality model overview and usage	ソフトウェア製品及びソフトウェア集約的なコンピュータシステムには、開発者、購入者、利用者など、多くの利害関係者が存在するため、その品質の総合的な要求仕様及び評価 (SQuaRE)は利害関係者への価値を確実にする重要な要因である。このため、国際規格においては、品質管理、品質モデル、品質測定、品質要求及び品質評価の各部門からなるSQuaREシリーズ規格が整備されており、我が国においても、これらの国際規格との整合を図ったJIS化が進められてきている。 これらのうち、品質モデルに関するISO/IEC 25010:2011に対しては、JIS X 25010:2013が制定されており、ICT業界で非常に多く活用されている。 今般、ISO/IEC 25010は2023年の改訂によって、ISO/IEC 25010:2011に含まれていた、品質モデルの概要及び使用法に関する事項、製品品質モデル、利用時品質モデルのうち、製品品質モデルを引続きISO/IEC 25010:2023に規定し、品質モデルの概要及び使用法に関する事項をISO/IEC 25002:2024に移行し、また、利用時品質モデルに関する事項をISO/IEC 25019:2023に移行した。こうしたことから、国際規格の体系と整合を図るとともに、我が国の技術の実態に即した規格とするため、それぞれの国際規格に対応するJISを制定・改正することが必要となっている。 本規格は、ISO/IEC 25002:2024を基に制定するものであり、SQuaRE品質モデルの構造を紹介し、品質モデルを開発するための要求事項を規定するものである。また、実際の品質モデル適用において重要な、品質モデルのカスタマイズ方法も示している。さらに、SQuaRE品質モデルが、情報システムのライフサイクル全体にわたる品質関連活動の指針として、他のSQuaRE規格との併用方法を説明している。また、品質モデルに関してすべての利害関係者が理解できる品質特性を記述するための共通言語を提供する重要な規格である。 なお、ISO/IEC 25019:2023を基にJIS X 25019を新たに制定し、また、ISO/IEC 25010:2023との整合を図るため、JIS X 25010を改正する作業を開始している。	・ステークホルダー顧客組織と開発組織との間あるいはコンシューマ製品の評価組織において、提供するシステム／ソフトウェア等の製品および利用時の品質要求に関する総合的な仕様を明確し合意形成することは重要であり、そのような活動を効果的に行うためのよりどころとなる。 ・品質要求の仕様化を行う技術者や組織にとどって、有用で利便性を高める情報を得られる。 ・この規格を制定することによって、品質モデルに関連する国際規格(SQuaREシリーズ)との整合性を確保したJISが体系的に整備されることから、既に制定されているSQuaREシリーズのJISと共に、システム及びソフトウェア製品の品質に関して、顧客組織と開発組織との間で、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・略語 ・適合性 ・品質モデルの概観 ・品質モデルの枠組み ・品質モデルの利用法		ISO/IEC 25002:2024	IDT	第2条の該当号：1 (鉱工業品の品質、性能) 対象事項：ソフトウェアシステム	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、エ、オ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年10月	35.080	4
JSA	07 情報	制定	X25019	システム及びソフトウェア技術 ― システム及びソフトウェアの品質要求及び評価 (SQuaRE) ― 利用時品質モデル	Systems and software engineering ― Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) ― Quality-in-use model	本規格は、システム及びソフトウェアの利用時品質モデルを規定するものである。 ISO/IEC 25010:2011は、2023年11月の改訂により適用範囲が変更され、規格内に含まれていた利用時品質モデル部分が対応国際規格であるISO/IEC 25019:2023に移行された。 システム及びソフトウェアは現代社会において広く使われており、その効果や影響範囲をシステムの直接利用者だけでなく、組織や公共及び社会全体まで考慮する必要がある。そのため、ISO/IEC 25010:2011の利用時品質モデルでは利害関係者をシステムの直接利用者としていたが、本規格では、組織や公共及び社会全体まで含めるよう拡張して制定された。加えて、近年のICT技術に対応し改良された利用時品質モデルも新たに規定されている。 本規格の基となったJIS X 25010:2013 (対応国際規格 ISO/IEC 25010:2011)は、ICT業界で非常に多く活用されている。 ISO/IEC 25010の第2版は、ISO/IEC 25002の第1版及びISO/IEC 25019(本規格)の第1版と共に、ISO/IEC 25010:2011を取り消し、置き換えるものである。そのため、国際規格との整合化の観点、及び技術の実態に即した内容にするため、ISO/IEC 25019を基にJISを制定する必要がある。	【期待効果】 ステークホルダー顧客組織と開発組織との間、あるいはコンシューマ製品の評価組織において、提供するシステム及びソフトウェアの品質要求に関する仕様を明確にし、合意形成する活動を効果的に行うためのよりどころとなる。品質要求の仕様化を行う技術者及び組織は、有用な情報を得られる。 システムの効果及び影響を、組織や公共及び社会全体とといったように広範囲で取り扱うことができる。 既に改訂された関連する国際規格 (SQuaREシリーズ)との整合性を確保でき、システム及びソフトウェアの品質に関して、顧客組織と開発組織との間で、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化に活用できる。 ・温暖化防止や環境汚染防止など環境に悪影響を及ぼす事象の発生を抑制する特性を品質要求として定義でき、環境保全に寄与できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 利用時品質モデル 4.1 一般 4.2 利害関係者 4.3 利用時品質のコンテキスト 4.4 利用時品質モデルの構造 4.5 利用時品質モデルの対象 4.6 利用時品質モデルの利用		ISO/IEC 25019	IDT	第2条の該当号：1 (鉱工業品の品質、性能) 対象事項：ソフトウェアシステム	法律の目的に適合している。	利点：ア、ウ、エ、オ、カ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月		4

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X30302	情報及びドキュメンテーションー記録のマネジメントシステムー実施の指針	Information and documentation－Management systems for records－Guidelines for implementation	【制定・改正する理由(必要性)】 記録管理のベストプラクティスを標準化したものとして、ISO 15489-1:2016を基にしたJIS X 0902-1(情報及びドキュメンテーションー記録管理ー第1部:概念及び原則)が2019年に制定されたが、我が国にはそれを業務実践、組織管理及びトップマネジメントの中に組み込むための規格が存在しない状況が続いてきた。ISO 30300シリーズ(Information and documentation－Records management)は、この“記録管理”の規格との整合性を保持しながら、トップマネジメントによる体系的な記録管理を推進して記録の品質を改善し、業務実践及び組織運営に高い効果をもたらすのを目的とした規格である。この両者は、車の両輪であり、併用することによって記録管理の組織的マネジメントが成立し、最大限の効果をもたらすものである。2023年5月にこのシリーズ規格のISO 30300を基にしてJIS X30300(情報及びドキュメンテーションー記録のマネジメントシステムー中核概念及び用語)が、また、ISO 30301を基にして、JIS X30301〔(同)ー要求事項〕が制定された現在、ISO 30302:2022〔(同)ーGuidelines for implementation〕をJISとして制定することによって、記録のマネジメントシステムを実施するための一連の手引を提供でき、その本格的な導入及び実施が可能になる。	【期待効果】 この規格の制定によって、より適正で効率的な記録のマネジメントシステムを導入し実施するための一連の手引が提供でき、組織の背景事情に応じた記録のマネジメントシステムの構築が可能となる。これを通して、責任が明確なマネジメント体制の中における意思決定の透明性、トレーサビリティの確保が期待でき、製品開発・生産プロセスの合理化を促進することができる。また、各種業務に関する記録の管理・統制改善などのために、標準化された記録管理の枠組みを提供することで、相互理解の促進、及び効率的な産業活動の基盤形成に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 組織の状況 5 リーダーシップ 6 計画 7 支援 8 運用 9 パフォーマンス評価 10 改善	-	ISO 30302:2022	IDT	第2条の該当号: 7(使用方法) 対象事項: 記録のマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2024年1月	01.140.20; 03.100.70	5
JSA	01 基本	制定	Z8101-4	統計ー用語及び記号ー第4部:標本調査法	Statistics－Vocabulary and symbols－Part 4: Survey sampling	標本調査(サンプル調査)は公的統計や民間統計の作成、市場調査や意識調査の実施のための理論的基礎である。しかし、現在、あらゆる産業界で使用されている統計に関する用語及び記号の規格として、JIS Z 8101(統計ー用語及び記号)規格群が整備されているが、標本調査の用語に関する国内の標準規格が存在しないことから、標本調査に利用されている用語や記号の定義が統一されていないことがある。従って、調査方法に関する説明にもゆらぎが生じて、標本調査の研究と利用の両面において発展の妨げとなりかねない。このため、専門家や実務家のコミュニケーションを円滑とする観点から、標本調査の用語に関する標準規格の制定が望まれているが、国際規格では標本調査の用語に関してISO3534-4:2014が存在することから、当該規格を基にしてJISを制定する必要がある。	標本調査における用語・概念・手法について統一的な定義や説明が与えられる。このことによって、現状において分野によらず共通した用語などが用いられることになり、無用な誤解などが避けられる。さらに、国際規格と一致した国内規格が設けられることにより、標本調査に関連する事項を海外に説明しやすくなる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義	-	ISO 3534-4:2014	IDT	第2条の該当号: 5(用語、記号) 対象事項: 統計技術	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	-	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年10月	01.040.03; 03.120.30	4	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2025年8月18日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	制定	Z82079-1	製品の使用情報(使用説明)の作成－第1部:原則及び一般要求事項	Preparation of information for use (instructions for use) of products – Part 1: Principles and general requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、製品の使用情報に関する原則及び要求事項を規定するものである。製品のライフサイクルにわたる使用情報に関する国際規格IEC/IEEE 82079-1が2019年にIEC、ISO及びIEEEの共同文書として発行された。対応国際規格は、ソフトウェアやサービスも含む広く製品一般を対象とし、使用説明の形態も従来の取り扱い説明書からWeb上に置かれるものまで広く扱っている。我が国では、JIS C 0457:2006 (IEC 62079:2001)「電気及び関連分野－取扱説明の作成－構成、内容及び表示方法」が用いられてきたが、より広い対象を扱う対応国際規格を新たにJIS化することが求められている。	【期待効果】 対応国際規格及び市場の実態に合わせた制定を行うことにより、この規格群の規定に基づいた製品の使用説明が作成され、対象とする製品をより安全に使用してもらうことができるなど、消費者保護につながる事が期待される。 また、本規格に基づいた使用説明を生産者が作成することは、国際規格に整合した使用説明を消費者に提供することにつながるため、当該製品の海外への販路拡大をより円滑に進められるようになることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 使用情報に対する要求事項の達成 5. 原則 6. 情報管理プロセス 7. 使用情報の内容 8. 使用情報の構造 9. 使用情報の媒体及び体裁 10. 専門的適格性	C0457	IEC/IEEE 82079-1:2019	IDT	第2条の該当号: 2(鉱工業品の使用方法) 対象事項: 鉱工業品全般	法律の目的に適合している。	利点: イ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年4月		2